

第 9 5 期 事 業 の ご 報 告

2 0 2 3 年 4 月 1 日 から
2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 まで

株式会社 商工組合中央金庫

第95期事業のご報告目次

	頁
○第95期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	1
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	13
3. 社外役員に関する事項	19
4. 当金庫の株式に関する事項	22
5. 当金庫の新株予約権等に関する事項	23
6. 会計監査人に関する事項	24
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	25
8. 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要	25
9. 特定完全子会社に関する事項	29
10. 親会社等との間の取引に関する事項	29
11. 会計参与に関する事項	29
12. その他	29
○計算書類及び連結計算書類	30
1. 第95期末(2024年3月31日現在)貸借対照表	30
2. 第95期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書	31
3. 第95期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	32
4. 個別注記表	34
5. 第95期末(2024年3月31日現在)連結貸借対照表	44
6. 第95期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書	45
7. 第95期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	46
8. 連結注記表	47
○第95期附属明細書	68
○会計監査人監査報告書謄本	71
○監査役会監査報告書謄本	75

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

当連結会計年度のわが国経済をみますと、おおむね緩やかな回復が続いたものの、期末にかけてやや弱含みの推移となりました。

個人消費は、コロナ禍からの反動需要が一巡する中で物価上昇が購買力を削ぎ、持ち直しの動きに足踏みがみられました。設備投資は、人手不足を背景とした企業の合理化・省力化投資を中心に持ち直しました。財の輸出は中国を中心とした海外経済の減速を受け、横ばい程度の推移となりました。生産は、大手自動車メーカーの生産・出荷停止から年度末にかけて弱含みの推移となりました。

こうした中で中小企業の景況感をみますと、商工中金のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」では、供給制約の緩和やインバウンドの回復などを背景に 2023 年中は好転が続いたのち、2024 年に入り自動車の減産や能登半島地震などの影響から悪化に転じました。

金融面では、2023 年に日本銀行が長期金利の上限の目途を引き上げたのち、2024 年 3 月の金融政策決定会合においてこれまでの「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組み及びマイナス金利政策の修正を決定しました。ただし、緩和的な金融環境は継続するとの姿勢を示したことで、長期金利の上昇は限定的なものにとどまりました。円の対ドル相場は円安方向に推移し、150 円を超える円安水準となりました。日経平均株価は 1990 年以来の最高値を更新し、一時 4 万円台に達しました。

[事業の経過及び成果]

当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022 年 3 月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というパーパスを基軸に、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間の計画期間とする中期経営計画を策定しております。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組むことで、変化につよい企業経営をお取引先とともに実現していくと同時に、商工中金自身の持続可能なビジネスモデルの実現を目指してまいります。

<中期経営計画に基づく主要な施策>

(1) サービスのシフト

中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、更にニーズが高まっていく、情報サービス、人財サービス、高度金融サービスという 3 つの分野に注力し、課題解決に向けて取り組むお取引先に対して様々な経営リソースを提供しております。

情報サービスは、財務診断や ESG 診断、DX・IT サーベイ、従業員の幸福度を可視化

する幸せデザインサーベイ、CO₂排出量可視化サービスといったツールを活用してお取引先と課題を共有する診断サービスと、共有した課題の解決に向けた計画策定や実行支援を行うコンサルティング・本業支援の取組みを強化しております。

人財サービスは、課題解決に取り組むに当たって必要となる、お取引先を内部から支える経営人材、専門人材の確保に貢献するべく、提携先とのビジネスマッチングや、当金庫の専門的な人的リソースを活用した人材提供に取り組んでおります。

高度金融サービスは、複雑化・高度化する経営課題に対応し、大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化しております。また、政策投資株の取得及びメザニンファイナンス等を含む投資業務への取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応しております。



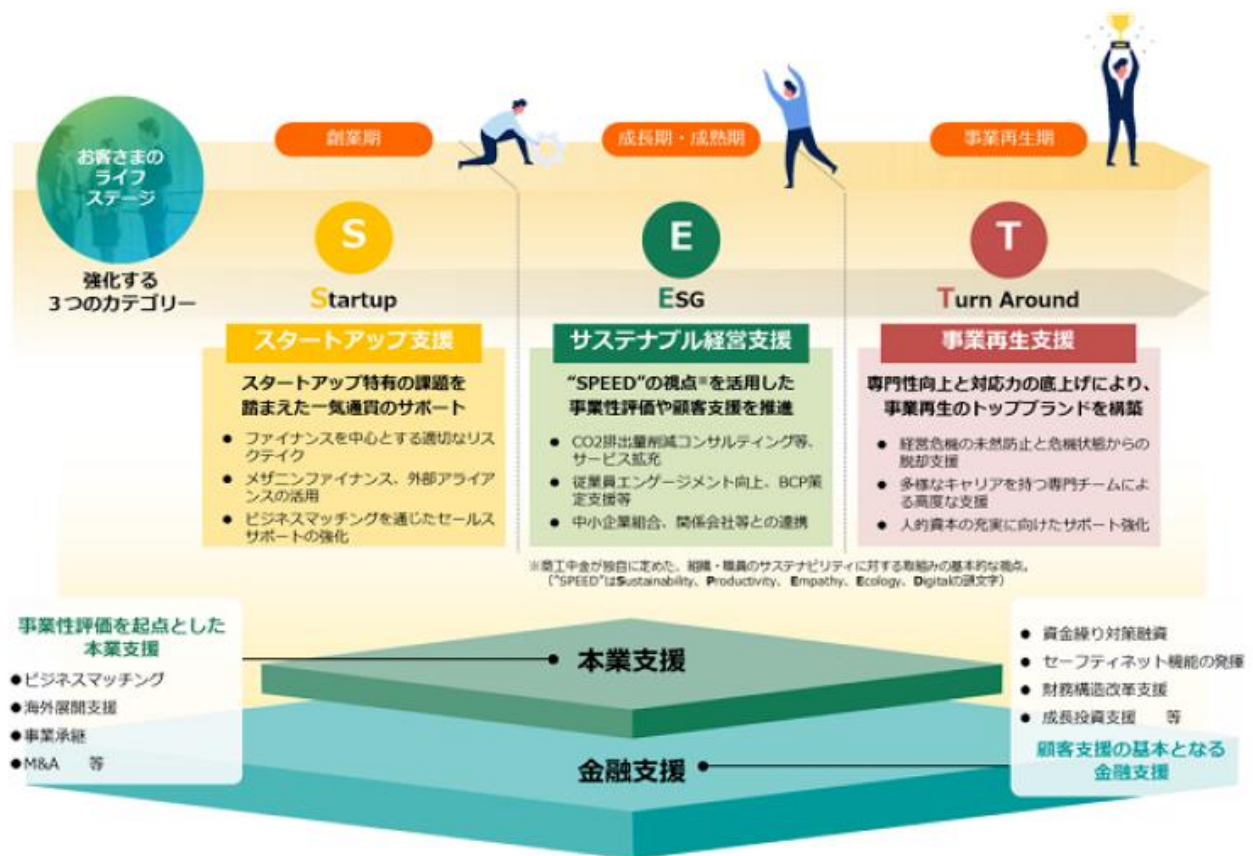
(2) 差別化分野の確立

経済危機や災害時のセーフティネット機能の発揮、日々の資金繰り支援、事業性評価に基づく本業支援に加え、お取引先のライフステージごとの経営課題に着目し、S:「スタートアップ支援」、E:「サステナブル経営支援」、T:「事業再生支援」の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化しております。

「スタートアップ支援」は、イノベーションを促進し地域活性化を図るうえで社会的にも重要な機能であり、スタートアップ特有の課題を踏まえた一貫通貫のサポートに取り組んでおります。

「サステナブル経営支援」においては、気候変動リスクへの対応に取り組むお取引先への支援や、従業員エンゲージメントの向上に取り組むお取引先、災害対策等を進めるお取引先、ガバナンスを強化しようとするお取引先等への支援を推進しております。

「事業再生支援」においては、専門性向上と対応力の底上げにより、財務や収支に課題を抱えるお取引先の経営改善・再生に向けた取組みを強化しております。



(参考) 差別化分野の実績

S Startup スタートアップ支援

スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポート

	2023/3期	2024/3期
スタートアップ企業に対するファイナンス実行件数・金額	280 件 420 億円程度	280 件 330 億円程度
スタートアップ企業へのビジネスマッチング取次	350 件以上	1,050 件以上

E ESG サステナブル経営支援

“SPEED”の視点®を活用した事業性評価や顧客支援を推進

	2023/3期	2024/3期
ESG診断サービス提供	800 件程度	450 件程度
サステナブルファイナンス期末件数・残高	51 件 190 億円	142 件 551 億円

T Turn Around 事業再生支援

専門性向上と対応力の底上げにより事業再生のトップブランドを構築

	2023/3期	2024/3期
支援対象先*ランクアップ率	8.9 %程度	13.6 %程度
支援対象先*の引当戻り額	22 億円程度	23 億円程度

*2023/3時点 約4,800社
2024/3時点 約4,100社

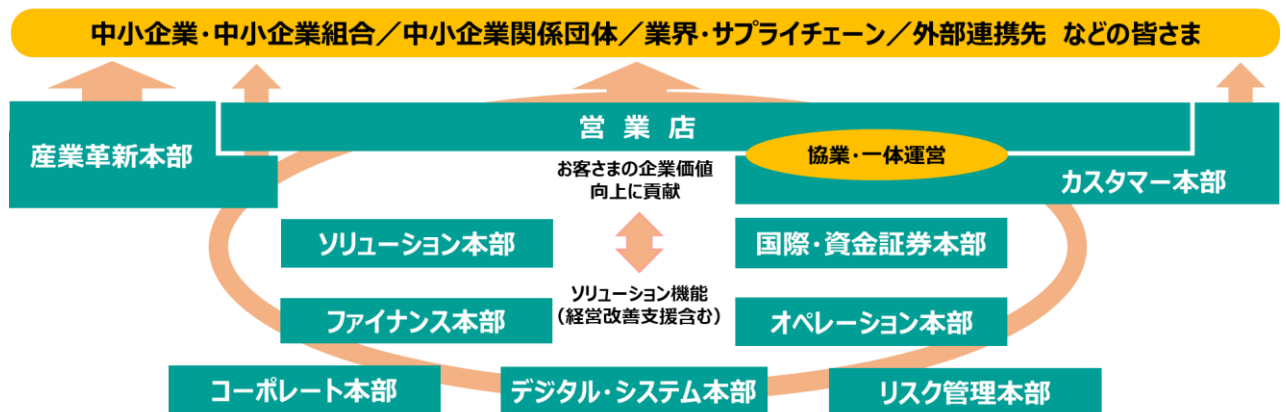
(3) 当金庫自身の企業変革

パーパス・ミッションを基軸として、多くの新しいチャレンジを育むべく、「Well-being・D&I」、「お客さま本位の業務運営」、「デジタルトランスフォーメーション」の3つの主要なテーマに基づき、企業体質や組織風土改革を進めております。



社員の3つの充実（仕事、個人、家族・社会）を通じたWell-beingの実現をサポートしていくとともに、「お客さまの価値向上のため、変革しつづける人財」の採用・育成に向け、2024年4月から新人事制度を導入しております。

お客さま本位で質の高いサービス・ソリューション提供を一層進めるべく、2024年4月から統括本部制を拡大しております。親和性の高い機能をまとめ、統括本部の下に配置することにより、経営戦略と人財戦略の一体化による人的資本経営の高度化や経営効率の向上、意思決定スピードの向上を図ってまいります。



＜持続可能な社会の実現に向けた取組み＞

【基本的な考え方】

当金庫は、中小企業組合や中小企業の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・役職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点(※)を設定し、具体的な目的と行動を定めております。

(※)当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの。

【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くのお取引先に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。近年、異常気象による被害が甚大化しており、持続可能な社会の実現に向けて、世界各国で気候変動に対応していく動きが広がっております。当金庫は、お取引先の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

気候変動リスクが当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行い、組織のレジリエンスを高めてまいります。

当金庫は、気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」が推奨する形での情報（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の開示に取り組んでおります。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、期末残高が前期末比 4,488 億円増加し、6 兆 2,352 億円となりました。

(債券)

債券は、期末残高が前期末比 1,524 億円減少し、3 兆 2,964 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、危機対応融資の利子補給期間満了に伴う返済や据置期間満了に伴う返済開始口座が増加した結果、期末残高は前期比 116 億円減少し、9 兆 6,274 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 24 億円増加し、209 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 12 億円増加し、116 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 2,416 億円増加し、1 兆 2,196 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 2,462 億円増加し、13 兆 2,267 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 1 兆 8,442 億円増加し、22 兆 3,131 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引及び資本取引が減少した結果、前期比 596 百万ドル減少し、6,988 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益等が増加した結果、前期比 53 億円増加し、1,451 億円となりました。経常費用は、資金調達費用が増加した結果、前期比 142 億円増加し、1,232 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 89 億円減少し、219 億円となり、当期純利益は前期比 76 億円減少し、153 億円となりました。

[対処すべき課題]

人口減少などの構造要因や低金利環境の長期化等により、当金庫を含む国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有、及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、お取引先から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、原材料・エネルギー価格の高騰や金利上昇、人手不足等目まぐるしく変化する経営環境への対応に加え、産業

構造の変化に伴うビジネスモデルや商流の再構築、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しております。伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切なアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至ったお取引先に対しては、地域金融機関と連携・協業し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。法人・個人事業主さま向けポータルサイト「商工中金Bizリンク」や個人のお客さま向けスマートフォンアプリ「商工中金ダイレクト」等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、法人のお取引先を中心に情報を分析し、企業価値向上に向けた提案を行うためのシステムプラットフォームを導入し、リレーションの維持・向上を図ることで、お取引先との深度ある対話を実現してまいります。

引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進にも取り組み、持続可能なビジネスモデルの実現に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
預 金	5,893,654	5,707,939	5,786,324	6,235,221
定期性預金	3,571,601	3,453,371	3,396,472	3,527,160
その他	2,322,052	2,254,567	2,389,852	2,708,061
債 券	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400
社 債	10,000	30,000	80,000	100,000
貸 出 金	9,521,402	9,607,809	9,639,065	9,627,443
融資対象団体等向け	9,345,773	9,416,095	9,448,918	9,419,062
融資対象団体等向け以外	175,628	191,713	190,146	208,381
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	15,109	13,147	18,465	20,922
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	8,928	5,197	10,356	11,650
有 価 証 券	1,464,472	1,215,141	977,951	1,219,610
国 債	734,260	537,291	340,828	560,085
その他	730,211	677,850	637,122	659,524

総 資 産	13,012,603	12,719,338	12,980,499	13,226,795
内 国 為 替 取 扱 高	21,684,640	19,694,189	20,468,896	22,313,103
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 6,382	百万ドル 7,199	百万ドル 7,585	百万ドル 6,988
経 常 利 益	7,670	30,207	30,836	21,918
当 期 純 利 益	8,773	18,305	22,998	15,363
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4 円 3 銭	8 円 41 銭	10 円 56 銭	7 円 6 銭

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
経 常 収 益	151,777	149,384	161,030	167,053
経 常 利 益	8,503	30,604	31,426	22,356
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,242	18,522	23,332	15,683
純 資 産 額	979,554	988,439	1,005,142	1,040,266
総 資 産	13,083,272	12,787,705	13,049,997	13,308,663

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,454 人
平 均 年 齢	38 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 6 月
平 均 給 与 月 額	451 千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く 3 月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	33 (4)
東 海 地 区	10 (1)

北 陸 地 区	4 (—)
近 畿 地 区	15 (1)
中 国 地 区	10 (1)
四 国 地 区	4 (—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)
国 内 計	102 (10)
海 外 計	1 (—)
合 計	103 (10)

注 1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式である神田支店、梅田支店及び箕面船場支店、熱田支店、副都心営業部（新宿支店及び渋谷支店）、川崎支店及び横浜西口支店並びに新木場支店が含まれております。

3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末
4 カ 所

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
ハノイ駐在員事務所	Tower02-19th floor - Unit CP2.19.05 CAPITAL PLACE No.29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以 外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合

茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町二丁目50番地43	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町一丁目5番17号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
ゆきぐに信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央四丁目8番2号ウエスギビル2階	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合

しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町114番地の1	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中央区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合

佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬港町12番2号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	1,906
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設
該当ございません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	事務代行業務	90 百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住 町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計 算受託業務	70 百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	福利厚生業務	32 百万円	62.50 (37.50)	—

八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	不動産管理 業務	35 百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	80 百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野 一丁目10番12号	リース業務	1,000 百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門 二丁目12番18号	クレジット カード業務	70 百万円	100.00	—
商工中金キャピタル株式会社	東京都中央区八重洲 二丁目10番17号	投資業務	100 百万円	100.00	—

注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、子会社等有する議決権の比率であります。
4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
5. 連結対象の子会社等は上記8社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2024年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引

き出しサービスを行っております。

5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部、コンプライアンス統括部	—	—
中谷 肇	取締役副社長執行役員 社長補佐 秘書室、キャリアサポート部、D&I 推進部、営業店サポート部	—	—
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員 DX推進部、システム部	—	—
小原 広之	取締役常務執行役員 金融犯罪対策室、主計部、管理部、危機対応業務部	—	—
中村 重治	取締役（社外取締役）	トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）	—
大川 順子	取締役（社外取締役）	KDDI 株式会社社外取締役 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役	—
大久保 和孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）	—

		株式会社 LIFULL 社外取締役 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社 SS Dnaform 代表取締役社長	
石黒 不二代	取締役 (社外取締役)	マネックスグループ株式会社社外 取締役 セガサミーホールディングス株式 会社社外取締役 ネットイヤーグループ株式会社取 締役 三井物産株式会社社外取締役	—
日下 智晴	取締役 (社外取締役)	日下企業経営相談所代表	—
岡本 泰一郎	常勤監査役	—	—
寺内 真彦	常勤監査役	—	—
寺脇 一峰	監査役 (社外監査役)	シン・ベル法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外取締役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
小粥 純子	監査役 (社外監査役)	東北大学大学院経済学研究科 (会計 大学院) 教授 小粥純子公認会計士事務所代表 日本調理機株式会社社外取締役 (監 査等委員) 株式会社日新社外取締役 (監査等委 員) 大和ハウスリート投資法人監督役 員 株式会社民間資金等活用事業推進 機構社外監査役	—

注 1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2024 年 4 月 1 日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
牧野 秀行	専 務 執 行 役 員
森野 真一郎	常 務 執 行 役 員
野上 武彦	常 務 執 行 役 員
中塩 浩幸	常 務 執 行 役 員
山田 真也	常 務 執 行 役 員
住本 佳史	常 務 執 行 役 員

山口 智之	常務執行役員
佐藤 淳	常務執行役員
木村 光孝	常務執行役員

2. 該当がない場合は「－」で表示しております。
3. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
補欠監査役 野崎 晃
4. 監査役小粥純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 取締役石黒不二代氏は、2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。
6. 監査役小粥純子氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に特別な関係はありません。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分		支給 人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
				固定報酬	変動報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
取締役	社内 取締役	4人	106 (うち報酬以外の金額 12)	73	20	12
	社外 取締役	5人	54 (うち報酬以外の金額6)	48	—	6
監査役	社内 監査役	2人	40 (うち報酬以外の金額4)	36	—	4
	社外 監査役	2人	21 (うち報酬以外の金額2)	19	—	2
計		13人	222 (うち報酬以外の金額 25)	176	20	25

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 該当がない場合は「－」で表示しております。
 3. 業績連動報酬に係る業績指標は当金庫単体当期純利益であり、2023年3月期の実績は22,998百万円であります。当該指標を選択した理由は、当金庫単体当期純利益が、当金庫の企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当金庫単体当期純利益の額及び各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえて決定しております。
 4. 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）、監査役の

員数は4名（うち社外監査役2名）であります。

5. 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含めております。
6. 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含めております。
7. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
8. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。

- ・ 執行役員を兼務する取締役

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

- ・ 社外取締役、監査役

「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）

報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

ロ 役員の報酬等の算定方法の決定方針等

当金庫は、2022年7月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・ 当該方針の決定の方法

1. 基本方針

- ・ 取締役の報酬等は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、当金庫の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること、を考慮したものとする。

2. 個人別の報酬等（変動報酬等（業績・成果連動）・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬は役位、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。社外取締役の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。
- ・ 社外取締役の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、所定

の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

3. 変動報酬に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員の年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（0～2.25）」を乗じたものとし、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。
- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

【計算式】退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×
0.125×在職期間（月数）×業績勘案率

4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）については、変動報酬が報酬全体に占める割合が0％～35％の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定する。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

- ・ 固定報酬については、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬については、前年度の決算及び各役員の成果が確定後、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金については、株主総会終了後、速やかに支給する。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中村 重治	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
大川 順子	
大久保 和孝	
石黒 不二代	
日下 智晴	
寺脇 一峰	
小粥 純子	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約を締結しております。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。 (1) 会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第 2 号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。 (2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。 (3) 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況	
中村 重治	トーヨーカネツ株式会社	社外取締役（監査等委員）
	リケンテクノス株式会社	社外取締役（監査等委員）
大川 順子	KDDI株式会社	社外取締役
	朝日放送グループホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
	東京電力ホールディングス株式会社	社外取締役
大久保 和孝	株式会社大久保アソシエイツ	代表取締役社長
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役
	株式会社ブレインパッド	社外取締役（監査等委員）
	株式会社LIFULL	社外取締役
	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役（監査等委員）
	株式会社SS Dnaform	代表取締役社長
石黒 不二代	マネックスグループ株式会社	社外取締役
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役
	ネットイヤーグループ株式会社	取締役
	三井物産株式会社	社外取締役
日下 智晴	日下企業経営相談所	代表
寺脇 一峰	シン・ベル法律事務所	弁護士
	キューピー株式会社	社外監査役
	鹿島建設株式会社	社外取締役
	芝浦機械株式会社	社外取締役
小粥 純子	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）	教授
	小粥純子公認会計士事務所	代表
	日本調理機株式会社	社外取締役（監査等委員）
	株式会社日新	社外取締役（監査等委員）
	大和ハウスリート投資法人	監督役員
	株式会社民間資金等活用事業推進機構	社外監査役

注 1. 取締役中村重治氏は、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役（監査等委員）及びリケンテクノス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

2. 取締役大川順子氏は、KDDI株式会社の社外取締役、朝日放送グループホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び東京電力ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外取締役（監査等委員）、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社SS Dnaformの代表取締役社長であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

4. 取締役石黒不二代氏は、マネックスグループ株式会社の社外取締役、セガサミーホール

ディングス株式会社の社外取締役、ネットイヤーグループ株式会社の取締役及び三井物産株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。

5. 取締役日下智晴氏は、日下企業経営相談所の代表であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役寺脇一峰氏は、シン・ベル法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外取締役及び芝浦機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
7. 監査役小粥純子氏は、東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）の教授、小粥純子公認会計士事務所の代表、日本調理機株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社日新の社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人の監督役員及び株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
中村 重治	12ヵ月 (通算69ヵ月)	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
大川 順子	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主に経験豊富なお客さま対応、企業再生、ダイバーシティ・インクルージョン推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づき、新たな企業理念制定に関してアドバイスをする等役割を果たしております。
大久保 和孝	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長代理として、これら

			の委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
石黒 不二代	12 ヶ月 (通算 21 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回全てに出席しております。	主にデジタルマーケティングの分野での企業経営の経験・見識に基づき、経験豊富なDX分野に係る視点から中小企業の取り巻く急激な経済環境変化の中における当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行う等役割を果たしております。
日下 智晴	12 ヶ月 (通算 21 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回のうち 15 回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
寺脇 一峰	12 ヶ月 (通算 69 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回全てに出席しております。 当期開催の監査役会の 15 回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
小粥 純子	12 ヶ月 (通算 21 ヶ月)	当期開催の取締役会 16 回全てに出席しております。 当期開催の監査役会の 15 回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注.「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給 人数	株式会社商工組合中央金庫か らの報酬等	株式会社商工組合中 央金庫の子会社等か らの報酬等	退職慰労金
取締役	5人	54 (うち報酬以外の金額6)	該当ございません。	6
監査役	2人	21 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の 合計	7人	75 (うち報酬以外の金額8)	該当ございません。	8

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額6百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
3. 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額6百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	22,907名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300千株	0.42%
中部交通共済協同組合	8,085千株	0.37%
関東交通共済協同組合	6,639千株	0.30%
鹿児島県火災共済協同組合	6,000千株	0.27%
株式会社珈栄舎	5,968千株	0.27%
東銀リース株式会社	5,300千株	0.24%
東京木材問屋協同組合	5,000千株	0.22%
協同組合小山教育産業グループ	4,823千株	0.22%
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810千株	0.22%

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,743 千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000 千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	658,543	30.26
事業協同組合・同連合会	594,577	27.32
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	62,194	2.85
企 業 組 合	1,770	0.08
協 業 組 合	5,973	0.27
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	23,465	1.07
商店街振興組合・同連合会	1,662	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,818	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	580	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 中 央 会	350	0.01
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	457,235	21.01
そ の 他	4,935	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,743 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

(6) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan 有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 遠藤 英昭 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 本間 正彦 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 原澤 哲史	125	① 報酬等について監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ 気候変動シナリオ分析及び関連開示の拡充に関するアドバイザー・サービス業務 ・ 特別目的の四半期連結財務諸表レビュー (第 1 四半期及び第 3 四半期)等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 135 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の

規定によるものに限る。)をしているときは、その事実
該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。かかる基本方針及び2023年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念（パーパス・ミッション）、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知し、浸透を図っております。2022年3月には、情勢の変化に加え、社会的な課題を意識した経営の重要性が高まっていることを踏まえて、新たな時代に相応しい企業理念（パーパス・ミッション）を制定し、パート・シニア社員を含む全社員が、一人ひとりの「マイパーパス」を策定しております。また、「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを受けて、子会社を含む商工中金グループ共通の人権方針を2024年3月に策定いたしました。

社員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を2018年度から開催し、2022年度以降は「自律的なコンプライアンス」を目的とし、各部室店単位でのコンプライアンス・プログラム策定に取り組んでおります。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス

統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。 内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。具体的な監査内容は、内部監査会議を経て取締役会で承認された「年度内部監査方針」において定め、その監査結果等は、取締役会及び内部監査会議に報告しております。2023年度の内部監査方針においては、サステナビリティ関連の取組状況・開示の適切性を対象テーマとした監査にも取り組みました。また、計画的な内部監査の高度化を目的に、2022年4月に策定した中期監査計画のもと、「経営に役立つ監査」を実現するため、各種施策に取り組んでおります。 反社会的勢力に関する事項については、四半期ごとにコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (決議内容の概要) 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。 (運用状況の概要) 取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (決議内容の概要) 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。 (運用状況の概要) 取締役会は半期ごとに、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。2021年度下期からトップリスク運営を導入し、2022年度以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っていくことを決定いたしました。2023年度には取引先業種ごとのリスクリターンの捕捉を開始する等、高度化に継続的に取り組んでおります。また、2023年3月にバーゼルⅢ最終化の適用に伴う関連規定の改正を取締役会にて決議し、執行役員規程にリスク管理部門、コンプライアンス統括部門及び監査部部門の役員は、利益相反の関係にある業務部門を兼務しないことを明記いたしました。 リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築するなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、金融庁ガイドラインにて金融機関として最低限の対応が求められるマネー・ローンドリング対策事項の未整備項目への対応の進捗状況について定期的にコンプライアンス会議に報告し、2024年2月末までに整備を完了いたしました。外部からマネー・ローンドリング対策態勢の高度化要請が更に強

まっていることも踏まえ、営業部店、関係本部、監査部と協働し、金庫全体のマネー・ローンダリング対策態勢を強化、推進しております。 コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2023年度は各部室店にてコンプライアンス・プログラムを策定し、策定されたプログラムについて2023年8月のコンプライアンス会議にて報告いたしました。監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (決議内容の概要) 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するに当たっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議においては、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。 (運用状況の概要) 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2023年度は取締役会を16回開催しております。 監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし、監督機能の強化を図っております。また、従来の雇用型執行役員制度に加え、社員身分から離れて、より大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。 パーパス・ミッション、中期経営計画の策定やトップリスクの選定等の経営の重要課題については、「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。また、2023年度は、企業価値向上を志向した中長期的な戦略に関する議論の場として、常務執行役員以上で集中討議を2回実施いたしました。 また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2023年度は2023年6月及び12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。
(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (決議内容の概要) 商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定

を制定し、職務執行を分担する。全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
(運用状況の概要) 「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社ごとに業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。2022年8月に企業理念の実現を目的に、新たに各子会社の中期経営計画を策定し、2023年度は、各社の業務計画ヒアリングと合わせて、中期経営計画の振り返りを実施し、取組課題等の整理を実施いたしました。
(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
(決議内容の概要) 商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
(運用状況の概要) 取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。 また、情報開示について、取締役会にて決定した2023年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」に沿って対応いたしました。
(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(決議内容の概要) 監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
(運用状況の概要) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。
(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(決議内容の概要) 取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
(運用状況の概要) 監査役が出席する取締役会その他の重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書

の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。
(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(決議内容の概要) 監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。
(運用状況の概要) 監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を 2023 年度は 3 回開催しております。 内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2023 年度は 10 回報告を受け、意見交換を行っております。更に、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を 2023 年度は 2 回開催しております。 監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。

第95期末（2024年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,660,378	預金	6,235,221
現金	20,436	当座預金	609,672
預け金	1,639,941	普通預金	1,985,822
コ－ル口－ン	452,271	通知預金	33,215
買入金銭債権	33,329	定期預金	3,527,160
特定取引資産	20,922	その他の預金	79,351
特定金融派生商品	20,922	譲渡性預金	508,780
有価証券	1,219,610	債券	3,296,400
国債	560,085	債券発行高	3,296,400
地方債	428,971	コ－ルマネ－	102,271
短期社債	19,999	債券貸借取引受入担保金	283,989
社債	75,094	特定取引負債	11,650
株式	56,516	特定金融派生商品	11,650
その他の証券	78,943	借用金	1,409,872
貸出金	9,627,443	借入金	1,409,872
割引手形	102,583	外国為替	1,300
手形貸付	287,033	外国他店預り	0
証書貸付	7,568,054	未払外国為替	1,300
当座貸越	1,669,772	社債	100,000
外国為替	25,487	その他の負債	68,408
外国他店預け	15,883	未払法人税等	5,701
買入外国為替	587	未払費用	7,613
取立外国為替	9,015	前受収益	4,688
その他の資産	101,624	金融派生商品	8,623
前払費用	7,824	金融商品等受入担保金	7,182
未収収益	7,009	資産除去債務	1,477
金融派生商品	1,523	その他の負債	33,122
金融商品等差入担保金	81,469	賞与引当金	4,450
その他の資産	3,797	役員退職慰労引当金	167
有形固定資産	36,743	睡眠債券払戻損失引当金	41,203
建物	13,715	環境対策引当金	66
土地	20,684	支払承諾	143,441
その他の有形固定資産	2,343	支払承諾	142,618
無形固定資産	29,720	代理貸付保証	822
ソフトウェア	7,596	負債の部合計	12,207,222
その他の無形固定資産	22,123	（純資産の部）	
前払年金費用	34,779	資本金	218,653
繰延税金資産	35,546	危機対応準備金	129,500
支払承諾見返	143,441	特別準備金	400,811
支払承諾見返	142,618	資本剰余金	0
代理貸付保証見返	822	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△194,504	利益剰余金	243,992
		利益準備金	26,907
		その他利益剰余金	217,084
		固定資産圧縮積立金	313
		特別積立金	49,570
		繰越利益剰余金	167,200
		自己株式	△1,159
		株主資本合計	991,797
		その他有価証券評価差額金	27,664
		繰延ヘッジ損益	111
		評価・換算差額等合計	27,775
		純資産の部合計	1,019,572
資産の部合計	13,226,795	負債及び純資産の部合計	13,226,795

第95期 (2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常	収益		145,144
投資	金運用収益	121,123	
	貸出金利	109,023	
	有価証券利息配当	5,443	
	コールローン利息	272	
	預け金利息	1,280	
	金利スワップ受入利息	0	
	その他の受入利息	5,102	
役務	取引等収益	14,140	
	受入為替手数料	1,078	
	その他の役務収益	13,061	
特定	取引収益	6,577	
	特定金融派生商品収益	6,577	
その他	他業務収益	252	
	外国為替売買益	64	
	外国債等債券売却益	187	
その他	他経常収益	3,050	
	償却債権取立益	133	
	株式等売却益	1,022	
	その他の経常収益	1,893	
経常	費用		123,226
投資	金調達費用	10,513	
	預金金利	2,860	
	譲渡性預金利息	941	
	債権券利息	2,677	
	コールマネー利息	△30	
	売現先利	2	
	債券貸借取引支払利息	139	
	借入金利息	3,035	
	社債利息	766	
	金利スワップ支払利息	2	
	その他の支払利息	116	
役務	取引等費用	2,941	
	支払為替手数料	308	
	その他の役務費用	2,632	
特定	取引費用	13	
	特定取引有価証券費用	13	
その他	他業務費用	5,728	
	国債等発行費	3,482	
	金融派生商品費用	31	
	金融の他業務費用	2,185	
	その他業務費用	28	
営業	経常費用	75,103	
その他	の他経常費用	28,925	
	貸倒引当金繰入額	27,001	
	貸出式金償却	424	
	株式等の償却	49	
	その他の経常費用	1,450	
経常	利益		21,918
特別	特別利益	79	
特別	特別損失		1,088
	固定資産処分損失	40	
	減価償却損失	1,047	
税法	引当金繰入額		20,908
法人	税、人	10,004	
法	人	△4,460	
法	人		5,544
当	人		15,363

第95期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧縮積立金	特別積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	26,008	332	49,570	157,211	233,123	△1,153	980,935
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,394	△4,495		△4,495
固定資産圧縮積立金の取崩		△19		19	－		－
当期純利益				15,363	15,363		15,363
自己株式の取得						△6	△6
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△19	－	9,988	10,868	△6	10,861
当期末残高	26,907	313	49,570	167,200	243,992	△1,159	991,797

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	16,227	2	16,229	997,165
当期変動額				
剰余金の配当				△4,495
固定資産圧縮積立金 の取崩				—
当期純利益				15,363
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11,436	108	11,545	11,545
当期変動額合計	11,436	108	11,545	22,407
当期末残高	27,664	111	27,775	1,019,572

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 194,504百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）」の「1. 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,605百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債及び地方債に合計120,101百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	116,672百万円
危険債権額	185,326百万円
要管理債権額	69,427百万円
三月以上延滞債権額	1,559百万円
貸出条件緩和債権額	67,867百万円
小計額	371,425百万円
正常債権額	9,421,003百万円
合計額	9,792,429百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、103,171百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 689,498百万円

担保資産に対応する債務

預金 441百万円

債券貸借取引受入担保金 283,989百万円

借入金 225,423百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,660百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金・敷金等1,254百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,857,717百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,634,735百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 70,000百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 16,136百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
10. 社債には、劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は8,347百万円であります。
12. 関係会社に対する金銭債権総額 15,543百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 7,079百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 31百万円
- 役務取引等に係る収益総額 11百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 306百万円
2. 関係会社との取引による費用
- 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
- 役務取引等に係る費用総額 125百万円
- その他業務・その他経常取引に係る費用総額 0百万円
- その他の取引に係る費用総額 3,405百万円
3. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額4百万円が含まれております。
4. 「その他の経常費用」には、睡眠債券払戻損失引当金繰入額390百万円が含まれております。
5. 減損損失

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗3ヵ所	土地及び建物等	273
処分予定資産・遊休資産1ヵ所	土地及び建物等	774
合計	—	1,047

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,704	39	1	10,743	(注)
合計	10,704	39	1	10,743	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	17,810	17,821	10
	地方債	6,908	6,909	1
	小計	24,718	24,730	11
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	323,044	303,574	△19,470
	地方債	66,838	66,568	△270
	小計	389,882	370,142	△19,740
合計		414,601	394,873	△19,728

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,605
関連法人等株式	—

上記の株式には、出資金を含めております。

4. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	37,287	7,980	29,307
	債券	101,001	100,953	48
	国債	73,156	73,129	27
	地方債	22,190	22,187	2
	短期社債	—	—	—
	社債	5,654	5,636	18
	その他	44,377	26,487	17,890
	小計	182,666	135,420	47,245
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,197	1,357	△160
	債券	568,548	573,867	△5,319
	国債	146,074	149,271	△3,197
	地方債	333,034	334,727	△1,692
	短期社債	19,999	20,000	△0
	社債	69,440	69,868	△428
	その他	33,850	35,816	△1,966
	小計	603,595	611,042	△7,446
合計		786,261	746,463	39,798

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	14,390
組合出資金	3,946

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	737	574	—
債券	135,821	187	3,482
国債	132,300	151	3,482
地方債	3,520	35	—
その他	6,054	448	—
合計	142,613	1,210	3,482

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	50,553百万円
睡眠債券払戻損失引当金	12,562
その他	11,920
繰延税金資産小計	75,037
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22,651
評価性引当額小計	△22,651
繰延税金資産合計	52,385
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,134
固定資産圧縮積立金	137
前払年金費用	4,518
その他	48
繰延税金負債合計	16,839
繰延税金資産の純額	35,546百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 224円86銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 7円6銭

第95期末（2024年 3 月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,660,626	預 金	6,229,368
コールローン及び買入手形	452,271	譲 渡 性 預 金	508,780
買 入 金 銭 債 権	33,329	債 券	3,296,000
特 定 取 引 資 産	20,922	コールマネー及び売渡手形	102,271
有 価 証 券	1,216,561	債券貸借取引受入担保金	283,989
貸 出 金	9,612,074	特 定 取 引 負 債	11,650
外 国 為 替	25,487	借 用 金	1,469,987
そ の 他 資 産	196,854	外 国 為 替	1,300
有 形 固 定 資 産	37,689	社 債	100,000
建 物	14,124	そ の 他 負 債	74,642
土 地	21,207	賞 与 引 当 金	4,691
その他の有形固定資産	2,357	退 職 給 付 に 係 る 負 債	658
無 形 固 定 資 産	29,347	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	202
ソ フ ト ウ ェ ア	7,532	睡眠債券払戻損失引当金	41,203
その他の無形固定資産	21,814	環 境 対 策 引 当 金	66
退 職 給 付 に 係 る 資 産	41,144	そ の 他 の 引 当 金	90
繰 延 税 金 資 産	34,336	繰 延 税 金 負 債	52
支 払 承 諾 見 返	143,441	支 払 承 諾	143,441
貸 倒 引 当 金	△195,423	負 債 の 部 合 計	12,268,396
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	218,653
		危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	256,462
		自 己 株 式	△1,159
		株 主 資 本 合 計	1,004,267
		その他有価証券評価差額金	27,666
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	111
		退職給付に係る調整累計額	4,423
		その他の包括利益累計額合計	32,201
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純 資 産 の 部 合 計	1,040,266
資 産 の 部 合 計	13,308,663	負債及び純資産の部合計	13,308,663

第95期 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常	収 益		167,053
資 金	運 用 収 益	121,103	
	貸 出 金 利 息	108,997	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,448	
	コールローン利息及び買入手形利息	272	
	預 け 金 利 息	1,280	
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0	
	そ の 他 の 受 入 利 息	5,103	
役 務	取 引 等 収 益	14,532	
特 定	取 引 収 益	6,577	
そ の 他	業 務 収 益	22,050	
そ の 他	経 常 収 益	2,789	
	償 却 債 権 取 立 益	133	
	そ の 他 の 経 常 収 益	2,656	
経 常	費 用		144,696
資 金	調 達 費 用	10,668	
	預 金 利 息	2,860	
	譲 渡 性 預 金 利 息	941	
	債 券 利 息	2,677	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	△30	
	売 現 先 利 息	2	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	139	
	借 用 金 利 息	3,191	
	社 債 利 息	766	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	2	
	そ の 他 の 支 払 利 息	116	
役 務	取 引 等 費 用	2,880	
特 定	取 引 費 用	13	
そ の 他	業 務 費 用	25,361	
営 業	経 常 費 用	76,569	
そ の 他	経 常 費 用	29,202	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,276	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,926	
経 常	利 益		22,356
特 別	利 益		79
	固 定 資 産 処 分 益	79	
特 別	損 失		1,088
	固 定 資 産 処 分 損 失	40	
	減 損 損 失	1,047	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			21,347
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		10,265	
法 人 税 等 調 整 額		△4,605	
法 人 税 等 合 計			5,660
当 期 純 利 益			15,687
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			3
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			15,683

第95期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応 準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	245,274	△1,153	993,086
当期変動額							
剰余金の配当					△4,495		△4,495
親会社株主に帰属 する当期純利益					15,683		15,683
自己株式の取得						△6	△6
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	0	11,187	△6	11,181
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	256,462	△1,159	1,004,267

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	16,233	2	△7,976	8,259	3,796	1,005,142
当期変動額						
剰余金の配当						△4,495
親会社株主に帰属 する当期純利益						15,683
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11,433	108	12,399	23,942	—	23,942
当期変動額合計	11,433	108	12,399	23,942	—	35,123
当期末残高	27,666	111	4,423	32,201	3,796	1,040,266

連結注記表

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

八重洲商工株式会社

株式会社商工中金情報システム

商工サービス株式会社

八重洲興産株式会社

株式会社商工中金経済研究所

商工中金リース株式会社

商工中金カード株式会社

商工中金キャピタル株式会社

(連結の範囲の変更)

商工中金キャピタル株式会社は新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

つながる未来ファンド（匿名組合）

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

つながる未来ファンド（匿名組合）

- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社

会社名

サザンカパートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 2社

関連会社としなかった理由

当金庫及び投資事業等を営む連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日	8社
------	----

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下「その他の要注意先債権」という。）については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 195,423百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「Ⅱ 会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」であります。「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、連結決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、連結決算日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、当連結会計年度の1年間の貸倒実績率の高まりに着目し、今後3年間の予想損失率の見積りにあたって、当該1年間の実績を基礎として予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。なお、前連結会計年度においては、新型コロナ制度融資の返済開始等に伴って貸出条件緩和や貸倒れが増加するリスクを考慮し、その他の要注意先債権に対する予想損失率を調整しておりましたが、当連結会計年度においてこれらが実績として観測されたため、当該実績を基礎として算定する方法へ見直しを行っております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当連結会計年度は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績やその他経済環境の変化により、当初の見積りに用いた「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 1,000百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び地方債に合計120,101百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	117,076百万円
危険債権額	185,874百万円
要管理債権額	69,427百万円
三月以上延滞債権額	1,559百万円
貸出条件緩和債権額	67,867百万円
小計額	372,378百万円
正常債権額	9,497,977百万円
合計額	9,870,356百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、103,171百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 689,498百万円

担保資産に対応する債務

預金 441百万円

債券貸借取引受入担保金 283,989百万円

借入金 225,423百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,660百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金81,469百万円、保証金・敷金等1,198百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,838,537百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,615,555百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 71,919百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 16,136百万円

9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。

10. 社債には、劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,347百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,022百万円及び睡眠債券の収益計上額4百万円が含まれております。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却424百万円、株式等償却49百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額390百万円が含まれております。
3. 減損損失

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗3ヵ所	土地及び建物等	273
処分予定資産・遊休資産1ヵ所	土地及び建物等	774
合計	—	1,047

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,704	39	1	10,743	(注)
合計	10,704	39	1	10,743	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	2023年3月31日	2023年6月22日
	普通株式 (政府以外分)	3,479百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	3,048百万円	利益剰余金	3.0円(注1)	2024年3月31日	2024年6月20日定 時株主総会及び主 務大臣認可後(注 2)
	普通株式 (政府以外分)	3,479百万円		3.0円		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は10分の10とされています。「株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令(政令第245号)」において、政令で定める割合は2023年7月24日より10分の10に改正されております。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、資産、負債に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほかファイナンス本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、リスク統括部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等で設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、金融資産及び負債の金利リスクの状況について、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議で設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会で保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99.9%、観測期間5年）を採用しております。

2024年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で110百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。当連結会計年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99.9%、観測期間5年）を採用しております。

2024年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で29,831百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2024年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が1,760百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベーシス・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況はリスク統括部において把握し、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	414,601	394,873	△19,728
その他有価証券	782,107	782,107	—
(2) 貸出金	9,612,074		
貸倒引当金（＊1）	△193,056		
	9,419,018	9,401,728	△17,290
資産計	10,615,727	10,578,708	△37,018
(1) 預金	6,229,368	6,232,268	2,899
(2) 譲渡性預金	508,780	508,812	32
(3) 債券（＊2）	3,296,000	3,282,108	△13,891
(4) 借入金（＊2）	1,469,987	1,435,900	△34,086
負債計	11,504,135	11,459,089	△45,046
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,178	2,178	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6)	(6)	—
デリバティブ取引計	2,172	2,172	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） ヘッジ対象の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップのうち、金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

（＊3） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	14,942
組合出資金(*3)	4,910

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	219,230	—	—	219,230
地方債	—	355,225	—	355,225
短期社債	—	19,999	—	19,999
社債	—	66,752	8,342	75,094
株式	36,916	1,608	—	38,524
その他	49,462	24,569	0	74,032
資産計	305,609	468,154	8,342	782,107
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引（*）				
金利関連	—	8,959	—	8,959
通貨関連	—	(6,787)	—	(6,787)
デリバティブ取引計	—	2,172	—	2,172

（*） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	321,395	—	—	321,395
地方債	—	73,477	—	73,477
貸出金	—	—	9,401,728	9,401,728
資産計	321,395	73,477	9,401,728	9,796,601
預金	—	6,232,268	—	6,232,268
譲渡性預金	—	508,812	—	508,812
債券	—	3,282,108	—	3,282,108
借入金	—	1,435,900	—	1,435,900
負債計	—	11,459,089	—	11,459,089

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出金を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、当該金利スワップの時価を反映しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当金庫自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

（注２） 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に分類される金融商品の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	17,810	17,821	10
	地方債	6,908	6,909	1
	小計	24,718	24,730	11
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	323,044	303,574	△19,470
	地方債	66,838	66,568	△270
	小計	389,882	370,142	△19,740
合計		414,601	394,873	△19,728

3. その他有価証券 (2024年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	37,327	8,016	29,311
	債券	101,001	100,953	48
	国債	73,156	73,129	27
	地方債	22,190	22,187	2
	短期社債	—	—	—
	社債	5,654	5,636	18
	その他	44,377	26,487	17,890
	小計	182,706	135,457	47,249
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,197	1,357	△160
	債券	568,548	573,867	△5,319
	国債	146,074	149,271	△3,197
	地方債	333,034	334,727	△1,692
	短期社債	19,999	20,000	△0
	社債	69,440	69,868	△428
	その他	33,850	35,816	△1,966
	小計	603,595	611,042	△7,446
合計		786,302	746,499	39,802

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	737	574	－
債券	135,821	187	3,482
国債	132,300	151	3,482
地方債	3,520	35	－
その他	6,054	448	－
合計	142,613	1,210	3,482

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 232円63銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 7円20銭

第95期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 附属明細書

2024年5月15日作成
2024年5月30日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 関根 正裕

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率 (注1)
有形固定資産							
建物	14,784	870	393 (390)	1,546	13,715	60,058 (2,246)	81.40%
土地	21,346	—	661 (657)	—	20,684	5,656 (5,656)	21.47%
建設仮勘定	209	462	671	—	—	—	—
その他の有形固定資産	2,492	1,196	9 (—)	1,335	2,343	12,478 (290)	84.19%
有形固定資産計	38,832	2,529	1,736 (1,047)	2,882	36,743	78,193 (8,193)	68.03%
無形固定資産							
ソフトウェア	8,334	2,754	— (—)	3,492	7,596	12,343 (1)	61.90%
その他の無形固定資産	8,885	14,188	949 (—)	0	22,123	183 (—)	0.82%
無形固定資産計	17,219	16,942	949 (—)	3,492	29,720	12,526 (1)	29.65%

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。
2. () 内は、減損会計に伴い帳簿価額を減額したものです。

(2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
利付債(5年債)	1,906,250	1,817,600	△88,650
利付債(3年債)	883,000	781,700	△101,300
利付債(10年債)	659,600	697,100	37,500
合計	3,448,850	3,296,400	△152,450
うち政府引受	—	—	—

(注) 政府保証債は発行しておりません。

(3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当期減少額		当 期 末 残 高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他 (注)		
貸倒引当金	184,859	194,504	17,357	167,502	194,504	
一般貸倒引当金	55,405	54,533	—	55,405	54,533	
個別貸倒引当金	129,454	139,971	17,357	112,097	139,971	
賞与引当金	4,680	4,450	4,680	—	4,450	
役員退職慰労引当金	131	57	20	—	167	
睡眠債券払戻損失引当金	43,526	41,203	2,713	40,812	41,203	
環境対策引当金	65	22	22	—	66	
計	233,262	240,236	24,794	208,314	240,390	

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替による取崩額167,502百万円であります。睡眠債券払戻損失引当金の当期減少額（その他）は、洗替による取崩額40,812百万円であります。

(4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減（△）高
資本金	218,653	218,653	—
危機対応準備金	129,500	129,500	—
特別準備金	400,811	400,811	—
利益準備金	26,008	26,907	899

(5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給料・手当	35,424
退職給付費用	2,486
福利厚生費	265
減価償却費	6,374
土地建物機械賃借料	3,795
営繕費	1,835
消耗品費	887
給水光熱費	667
旅費	636
通信費	846
広告宣伝費	732
諸会費・寄付金・交際費	974
租税公課	6,851
その他	13,325
計	75,103

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

事業報告に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 英 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 正 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 澤 哲 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤英昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間正彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原澤哲史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C J a p a n 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C J a p a n 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役 岡本 泰一郎 ㊟

常勤監査役 寺内 真彦 ㊟

監査役(社外監査役) 寺脇 一峰 ㊟

監査役(社外監査役) 小粥 純子 ㊟